

## 「香福の極み 越前蕎麦」ロゴマークおよびキャッチコピー使用管理要領

### (目的)

第1条 この要領は、香福の極み 越前蕎麦ロゴマークおよびキャッチコピー（以下、「ロゴマーク等」という。）を適正かつ効果的に活用することにより、福井県産そばの認知度向上および消費・生産の振興を図るため、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (ロゴマーク等に関する権利)

第2条 ロゴマーク等に関する著作権、商標権等一切の権利は、福井県（以下、「県」という。）が所有する。

- 2 ロゴマーク等の使用の承認を受けた者および県への申請を省略できる者（以下、「使用者」という。）は、第三者にロゴマーク等の使用許可の権利を譲渡または再承認することはできない。

### (使用の範囲)

第3条 ロゴマーク等は、福井県産そばの認知度向上および消費・生産の振興を図るため、県内外へ統一感のある効果的な情報発信を行うために使用する。

- 2 ロゴマーク等は、前項の目的の範囲内において使用することができる。

### (使用の申請)

第4条 ロゴマーク等の使用を希望する者（以下、「申請者」という。）は、香福の極み 越前蕎麦ロゴマーク等利用申請書（様式第1号）を県あてに提出しなければならない。

- 2 県は、ロゴマーク等の使用に当たって必要に応じて条件をつけることができるものとする。
- 3 ロゴマーク等の使用の承認を受けた者の情報については、原則として県のホームページ等で公開するほか、福井県産そばのPRのため、必要に応じて、地方公共団体、農業協同組合、マスメディア、その他関係機関等に情報提供を行うことがある。

### (申請の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、県への申請を省略することができる。

- (1) 県が策定する「香福の極み 越前蕎麦認証店」認証要綱（令和5年11月27日制定）の規定に基づき、県から「認証店」として認証を受けている店舗が

福井県産そばのPRのためにロゴマーク等を使用するとき。

- (2) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- (3) 著作権法で定められている私的利用の範囲に該当するとき。
- (4) その他県が特に認めるとき。

(申請の承認)

第6条 県は、第4条に基づく申請があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は申請を承認し、申請者に通知する。

(変更および中止)

第7条 使用者は、申請の内容に変更が生じた場合およびロゴマーク等の使用を中止する場合は、速やかに香福の極み 越前蕎麦ロゴマーク等使用変更・中止届出書(様式第2号)により県に届け出るものとする。

(図柄等)

第8条 ロゴマークのデザイン、色および縦・横の比率は別紙1のとおりとする。

- 2 ロゴマークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷および包装容器のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。
- 3 ロゴマーク本体に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。
- 4 併記する文字は、県の承認を得たものに限る。

(遵守事項)

第9条 ロゴマーク等の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク等を商品の包装資材に使用する場合は、別紙2に定められた条件に該当する商品にのみ使用すること。
- (2) 県の品位を傷つける、または傷つける恐れのある方法で使用しないこと。
- (3) ロゴマーク等のイメージを損なうような方法で使用しないこと。
- (4) 商品名、会社名等固有の名称の一部または全部にロゴマーク等を使用しないこと。
- (5) ロゴマーク等について、意匠法に基づく意匠の登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと。
- (6) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるような方法で使用しないこと。
- (7) 宗教的行事・活動および政治的活動等に使用しないこと。

- (8) 社会問題についての特定の主義または主張のために使用しないこと。
- (9) 福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 31 号）に規定する暴力団員または暴力団、もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に益する方法で使用しないこと。
- (10) その他県が使用について不相当と認める方法で使用しないこと。

(使用料)

第 10 条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(使用者の責任)

第 11 条 使用者は、関係法規ならびに本要領を遵守するとともに、商標の機能を損ない、または権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。

2 使用者は、ロゴマーク等の使用物および役務に係る事故、苦情（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者の責任のもとに処理しなければならない。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して、故意または過失により県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

4 前項に規定する事故等、およびロゴマーク等の使用により生じた一切の損害について、県はその責を負わないものとする。

5 県は、使用者がロゴマーク等の使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害についての一切の責を負わないものとする。

(使用中止等の要請)

第 12 条 県は、ロゴマーク等の使用がこの要領または届出内容に違反していると認められる場合、使用者に対して使用の取消しおよび是正のための措置を要請することができる。

2 使用者がこの要領を遵守しない場合、不正に使用した場合もしくは県の催告に応じない場合、県は使用者に対して、使用中止、改善、削除および使用物件の回収等の措置を要請できる。

3 前項において、使用中止、改善、削除および使用物件の回収等の措置を受けた使用者および関係者に損害が生じた場合であっても、県はその賠償の責を負わない。

(確認・指導)

第 13 条 県はロゴマーク等の使用者に対し、ロゴマーク等の使用状況について確認を行い、必要と認められる場合には、報告を求めることができる。

2 使用者は、県から求められた場合には、香福の極み 越前蕎麦ロゴマーク等利用実績報告書（様式第3号）によりその利用実績の報告を行わなければならない。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用管理につき必要な事項または疑義が生じた事項については、関係者と協議のうえ、県が決定するものとする。

附則

この要領は、令和5年11月27日から施行する。

(別紙1)

マークのデザイン

(カラー)

香福の極み

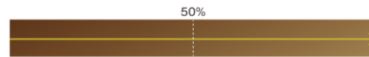


香福の極み



グラデーションの角度  
135度

C60  
M85  
Y100  
BL55



C25  
M35  
Y60  
BL20

(モノクロ)

香福の極み



(白抜き)



(別紙2)

ロゴマーク等の商品等への使用にかかる条件について

ロゴマーク等を包装などに使用した商品（土産用のそば麺、菓子等）に使用する場合、以下の条件を遵守するものとする。

- (1) 福井県内で生産されたそばを商品の原料の一部に使用していること。
- (2) そば麺のつなぎの割合は3割未満とする。
- (3) 福井県のPRに協力する意思があること。

(様式第1号)

年 月 日

香福の極み 越前蕎麦ロゴマーク等利用申請書

福井県知事 様

名称 (団体名等)  
代表者役職・氏名

香福の極み 越前蕎麦ロゴマーク等の使用にあたり、「香福の極み 越前蕎麦」ロゴマークおよびキャッチコピー使用管理要領第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり使用許可を申請します。

記

1 申請者

名称 (団体名等)	
代表者役職・氏名	
連絡先 (担当者氏名)	
住所	
電話・FAX番号	(電話) (FAX)
E-mail	@

2 使用内容

3 ロゴマーク等を使用するもの

- 商品の包装資材 チラシ パンフレット ポスター 広告  
名刺 のぼり その他 ( )

※概要がわかる資料 (イメージ図、見本など) を添付してください。

4 ロゴマーク等の使用期間

年 月 日～ 年 月 日

(様式第2号)

年 月 日

香福の極み 越前蕎麦ロゴマーク等使用変更・中止届出書

福井県知事 様

名称 (団体名等)  
代表者役職・氏名

香福の極み 越前蕎麦ロゴマーク等の使用内容に変更が生じました (使用を中止したい) ので、「香福の極み 越前蕎麦」ロゴマークおよびキャッチコピー使用管理要領第7条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更・中止の別

2 変更する内容 (変更の場合)

旧

新



(様式第3号)

年 月 日

香福の極み 越前蕎麦ロゴマーク等利用実績報告書

福井県知事 様

名称 (団体名等)  
代表者役職・氏名

「香福の極み 越前蕎麦」ロゴマークおよびキャッチコピー使用管理要領第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり利用実績を報告します。

記

1 申請年月日

2 申請者名  
名称 (団体名等)  
代表者役職・氏名

3 ロゴマーク等の使用実績